

第 1 回宝くじ問題検討会 総務省説明資料

総務省自治財政局
平成 22 年 7 月 7 日

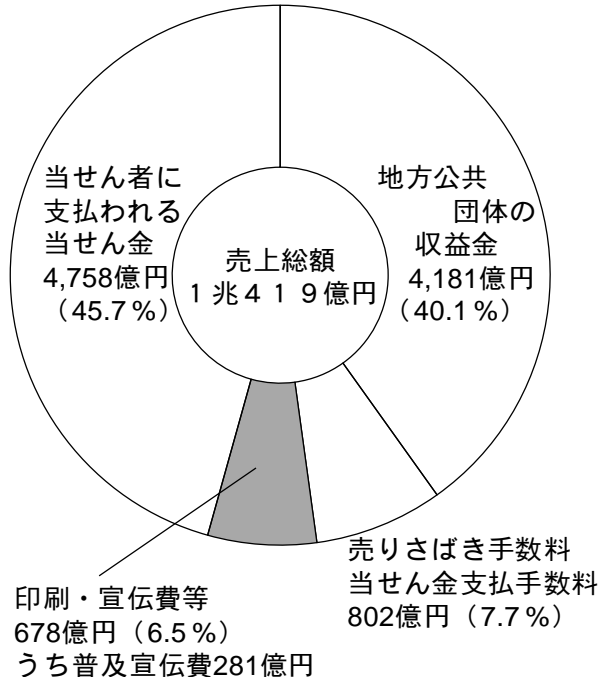
○ 宝くじの概要について-----	1
○ 宝くじ売上の使途-----	3
○ 宝くじの許可制度-----	4
○ 宝くじの運営について-----	6
○ 宝くじ売上の推移（直近 10 年間）-----	7
○ 地方財政との関係（地方歳出・一般財源・宝くじ収益金の推移）-----	8
○ 地方財政との関係（地方財政計画ベース）-----	9
○ 宝くじの宣伝-----	10
○ 普及宣伝事業（日本宝くじ協会・自治総合センター）-----	11
○ 参照条文（普及宣伝事業）-----	12
○ 普及宣伝費（日宝協・総合センター）による均てん化の状況（推計）-----	13
○ 一般市町村（発売団体である都道府県・政令市以外の市町村）への宝くじの還元-----	15
○ 全国市町村振興協会と各都道府県市町村振興協会-----	16
○ 富くじ罪と賭博罪について-----	17

宝くじの概要について（その1）

- 発売主体 都道府県及び政令市（全 66 団体）
- 発売根拠 地方財政法 32 条及び当せん金付証票法（刑法 187 条（富くじ発売等の禁止）の特例）
- 発売手続 発売団体の議会による発売限度額の議決、総務大臣の許可
- 収益金の帰属 発売地域の都道府県及び政令市に帰属
- 収益金の使途 発売団体が実施する幅広い事業に充当が可能。

宝くじ売上の使途

（平成 20 年度実績ベース）



1 収益金（当せん金付証票法16条1項）

売上から、当せん金・手数料・印刷・宣伝費等を控除した残額

2 当せん金（当せん金付証票法5条）

当せん金の総額⇒発売総額の5割以下

1枚あたりの当せん金最高金額⇒1枚あたり単価の20万倍以下

ただし、総務大臣が指定する当せん金付証票＝100万倍以下

加算型当せん金付証票＝200万倍以下

3 手数料（当せん金付証票法6条3項1号、6条4項）

売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に対する手数料

⇒当せん金付証票につき1割を超えない範囲で都道府県知事又は指定都市市長が定める。

4 印刷・宣伝費等（当せん金付証票法6条3項2号）

当せん金・手数料を除く、当せん金付証票の発売等に必要経費

宝くじの概要について（その2）

宝くじ収益金の使途（平成 21 年度予算ベース）

事業名	金額 (億円)
公共事業	3,110
高齢化少子化対策事業	382
国際化事業	67
情報化対策事業	143
環境保全・創造事業	239
芸術文化振興事業	161
地域経済活性化事業	124
災害対策事業	76
社会貢献活動事業	6
調査研究・人材育成	3
合 計	4,311

宝くじの種類

全国自治宝くじ	ジャンボくじ	ドリーム、サマー、年末、オータム、グリーン
	通常くじ	普通くじ、スクラッチくじ
	数字選択式くじ	ナンバーズ、ミニロト、ロト6
東京都宝くじ		普通くじ、スクラッチくじ
関東・中部・東北自治宝くじ		普通くじ、スクラッチくじ
近畿宝くじ		普通くじ、スクラッチくじ
西日本宝くじ		普通くじ、スクラッチくじ
地域医療等振興自治宝くじ		普通くじ、スクラッチくじ



発売申請
発売許可

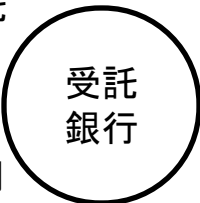
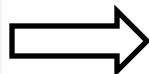
570億円

発売団体＝協議会 (全国都道府県及び指定都市)

(主な役割)
①宝くじの発売計画
②発売等の事務委託・再委託の承認など

(売上等)
売上 1兆419億円 収益 4,181億円

発売等の
事務委託



1,480億円

一般市町村分

〔各都道府県の一般市町村を会員とする
各都道府県の市町村振興協会に一括交付〕

525億円

45億円

個別事業

〔各都道府県の
市町村振興協会〕

(例)

- ① 県内市町村低利貸付け
- ② 災害時対応

共同事業

〔(財)全国市町村
振興協会〕

(例)

- ① 全国的な貸付
- ② 電子納税システム・住基カード利活用

3,582億円

個別事業

〔都道府県及び指定都市が
それぞれ行う事業〕

(例)

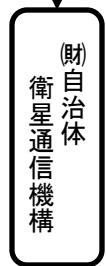
- ① 公共事業
- ② 高齢化少子化対策事業
- ③ 環境保全・創造事業
- ④ 地域経済活性化事業

29億円

共同事業

〔地方団体が
共同で行う事業〕

- ① 地方団体の共同組織を設立、事業実施。
- ② 負担金額は発売団体が申し合わせ。



再委託
281億円

普及宣伝事業
(財)日本宝くじ協会
(財)自治総合センター

宝くじの許可制度（その1）

当せん金付証票法第4条第1項（抄）

都道府県並びに指定都市及び地方財政法第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証票を発売することができる。

- 当せん金付証票法に基づく宝くじの発売については、刑法で発売が禁じられている「富くじ」の特例（「法令による行為」（刑法第35条））として、国による一定の関与のもと、地方公共団体の財政資金調達のための特別の措置として認められているもの。
- 宝くじの発売にあたっては、臨時資金調整法（昭和12年法律第86号）の改正（企業整備資金措置法を廃止する等の法律（昭和21年法律第49号））により都道府県に宝くじの発売権能が与えられて以降、一貫して国（当初は大蔵大臣、その後地方自治所管大臣に移管）の許可を受けて、発売されている。

宝くじの許可制度（その2）

当せん金付証券法第4条第1項（抄）

都道府県並びに指定都市及び地方財政法第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会が議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

地方自治法第250条の2 第1項に基づく許可の基準

宝くじ運営方針（抄）

当せん金付証券法（昭和23年7月12日法律第144号）（以下「法」という。）に基づき地方公共団体が発売する当せん金付証券（以下「宝くじ」という。）については、次の方針に基づき許可し、運営するものとする。

9 発売収益の基準

発売収益は、原則として発売総額の100分の39を下らない額とすること。ただし、数字選択式宝くじについて、総務大臣の定める年度においては、経費の状況、発売状況等を勘案のうえ、100分の39を下回ることも差し支えないこととすること。

10 当せん金品

- (1)(2) 略
- (3) 当せん金品の総額は、発売総額の100分の50以内で、収益の確保、購入者への還元、経費の効率化等を踏まえつつ、適切に定めること。
- (4) 当せん金品の最高額は、証券金額の20万倍を超えない範囲内の額とすること。ただし、総務大臣の指定する宝くじについては、証券金額の100万倍（加算金のある数字選択式宝くじにあっては、200万倍）を超えない範囲内の額とすること。
- (5) 略

12 住民の理解を深めるための措置等

- (1) 発売主体は、独自に又は相互に協力して広報活動等を行うことにより、宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、宝くじに関する世論の動向等を的確に把握するように努めること。
- (2) 発売主体は、宝くじの消化状況、地域の実情等をふまえ、受託銀行等とも緊密な連携をとりながら、売場の拡充等宝くじの円滑な消化の促進に努めること。
- (3) 時効により消滅する当せん金品の債権の一層の減少のため広報活動等の適切な対応を講じるよう努めること。

○許可申請書類

- ①宝くじ発売に関する議決書の写し
- ②宝くじの発売要領
- ③宝くじの収益金を財源として行う事業の計画書
- ④過去3ヶ月の宝くじの消化状況

地方自治法（抄）

第250条の2第1項 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出があつた場合において、許可、認可、承認、同意その他これらに類する行為をすることが法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

第245条の3第1項 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に関し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

宝くじの運営について

- 宝くじの運営については、
 - ① 全国くじについては、地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づく「全国自治宝くじ事務協議会」を設置し、全国くじの発売の事務を共同して管理及び執行。
 - ② ブロックくじについても同様に協議会を設置し発売の事務を共同して管理及び執行。（東京都を除く。）

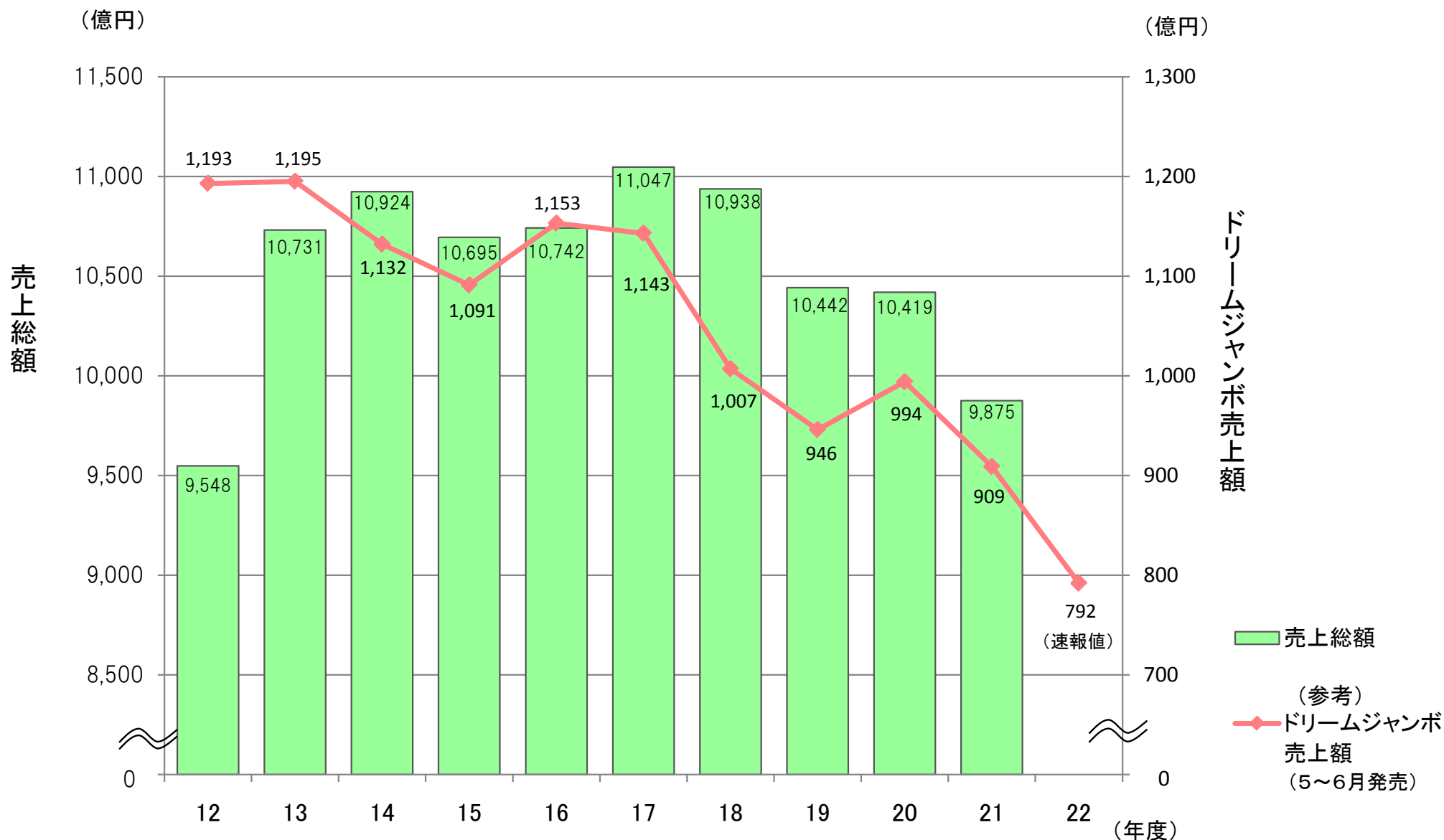
協議会の 1 年の流れ (全国協議会の例)

- 5 月 前年度協議会決算
前年度発売実績・委託経費
- 10 月 翌年度発売計画
翌年度宝くじ資金運用計画
(12月10日までに総務省に発売計画を提出)
- 12 月 翌年度宝くじ発売事務委託経費
- 3 月 翌年度協議会予算
役員の選任 (隔年)

	全国くじ	ブロックくじ		
	全国自治宝くじ事務協議会	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会	近畿宝くじ事務協議会	西日本宝くじ事務協議会
構成団体	47 都道府県 +19 指定都市	23 道県 +11 指定都市	6 府県 +4 指定都市	17 県 +4 指定都市
会長	東京都知事	神奈川県知事	大阪市長／大阪府知事 (2年ごとに交代)	福岡県知事
委員 (各団体の担当課長)	9 名 (7 地区×1 名+指定都市代表+事務局長)	8 名 (4 地区×2 名)	10 名 (各団体 1 名)	21 名 (各団体 1 名)
監事	2 名	2 名	2 名	2 名
事務局長	東京都財務局 主計部長	神奈川県政策部 財政課長	大阪市財政局財務部資金担当課長／大阪府総務部財政課長	福岡県総務部 財政課長
備考	年 4 回開催	年 2 回開催 (総会×1+委員のみ出席×1)	年 3 回開催	年 2 回開催

(注) ブロックくじのうち東京都くじは東京都が、地域医療等くじは栃木県が実施。

宝くじ売上の推移（直近10年間）



(注)20年度以降のドリームジャンボ売上額は、ミリオンドリームの売上額を含む。

地方財政との関係(地方歳出・一般財源・宝くじ収益金の推移)

(単位: 億円)

	地方財政 歳出額 A	地方一般 財源等	地方税		宝くじ収益金			E/A	E/B	F/C	G/D
		全国計 B	都道府県 C	政令市 D	計 E	都道府県 F	政令市 G				
昭和 54	420,779	248,207	66,001	13,560	717	583	134	0.17%	0.29%	0.88%	0.99%
60	562,935	370,922	102,040	24,356	1,511	1,229	282	0.27%	0.41%	1.20%	1.16%
平成 元	727,290	520,888	147,541	33,624	2,587	2,094	493	0.36%	0.50%	1.42%	1.47%
5	930,764	587,191	138,779	39,797	3,232	2,643	589	0.35%	0.55%	1.90%	1.48%
10	1,001,975	636,144	153,195	40,850	3,443	2,782	661	0.34%	0.54%	1.82%	1.62%
15	925,818	663,146	136,931	38,159	4,500	3,608	892	0.49%	0.68%	2.64%	2.34%
20	896,915	668,853	179,280	47,910	4,404	3,430	974	0.49%	0.66%	1.91%	2.03%

※1 地方財政状況調査による。

※2 地方財政歳出額は、普通会計における歳出決算額(純計)

※3 地方一般財源等は、地方税・地方譲与税・地方交付税・地方特例交付金等のほか、使用料・手数料・寄附金・財産収入・繰入金・地方債(臨時財政対策債等)・諸収入(宝くじ収益金を含む。)等、財源の用途が特定されない財源の単純合計額

地方財政との関係(地方財政計画ベース)

地方財政計画歳入歳出一覧

【歳入】

区分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
地方税	325,096	361,860	△ 36,764	△ 10.2
地方譲与税	19,171	14,618	4,553	31.1
地方特例交付金	3,832	4,620	△ 788	△ 17.1
地方交付税	168,935	158,202	10,733	6.8
国庫支出金	115,663	103,016	12,647	12.3
地方債	134,939	118,329	16,610	14.0
使用料及び手数料	13,126	15,859	△ 2,733	△ 17.2
雑収入	40,506	49,053	△ 8,547	△ 17.4
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5
一般財源	594,103	590,786	3,317	0.6
実質的な地方交付税	246,004	209,688	36,316	17.3

【歳出】

区分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
給与関係経費	216,864	221,271	△ 4,407	△ 2.0
一般行政経費	294,331	272,608	21,723	8.0
地方再生対策費	4,000	4,000	0	0.0
地域雇用創出推進費	—	5,000	△ 5,000	皆減
地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850	—	9,850	皆増
公債費	134,025	132,955	1,070	0.8
維持補修費	9,663	9,678	△ 15	△ 0.2
投資的経費	119,074	140,617	△ 21,543	△ 15.3
公営企業繰出金	26,961	26,628	333	1.3
不交付団体水準超経費	6,500	12,800	△ 6,300	△ 49.2
計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5
地方一般歳出	663,289	662,186	1,103	0.2

宝くじの収益金を含む

宝くじの宣伝

1 発売告知（受託銀行）

〈主な目的〉 当該年度の売上の確保
（短期）

〈主な手法〉 宝くじの発売告知
（テレビ、新聞、雑誌等）



2 普及宣伝事業（日本宝くじ協会・自治総合センター）

〈主な目的〉 宝くじのイメージアップによる安定的な売上の確保（中長期）
刑法の特例である宝くじ発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて、住民の理解を深める（当せん金付証券法第13条の2）

〈主な手法〉 公益事業（社会福祉、社会教育、コミュニティ活動等）に対する助成

公益法人助成の例

・ 移動採血車（累計412台、現有299台）
（日本赤十字社：年間3.5億円）



・ 防犯パトロール車（累計190台）
（財全国防犯協会連合会）
・ 胃胸部併用検診車（累計11台）
（財全日本労働福祉協会）

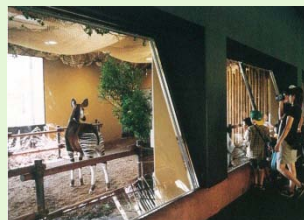
・ 皇居前噴水休憩所
（財皇太子殿下御結婚記念噴水公園建設委員会：2.7億円（H7））



・ パンフレット・リーフレット
情報誌「100万人のふるさと」
（NPO法人100万人ふるさと回帰・循環運動推進・支援センター：4万2千部）
「親子で読める子どものための人権冊子」
（財人権擁護協力会：26万5千部）
消費者問題啓発ブックレット
（社全国消費生活相談員協会：1万5千部）

地方団体助成の例

・ 獣舎
（日宝協）



・ 胸部検診車
（日宝協）



・ コミュニティ助成（神輿）
（自治総合センター）



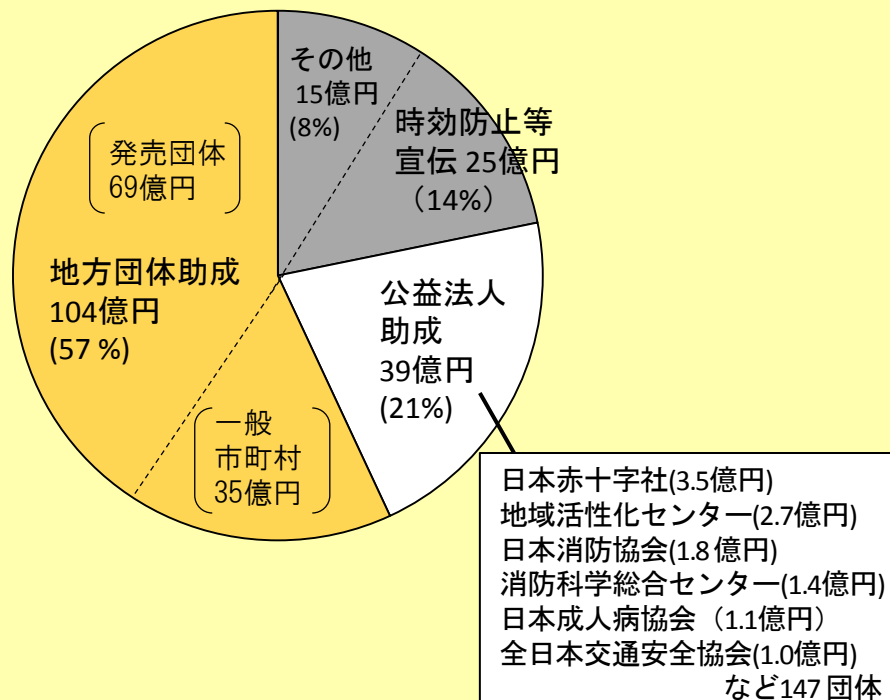
・ コミュニティセンター
（自治総合センター）



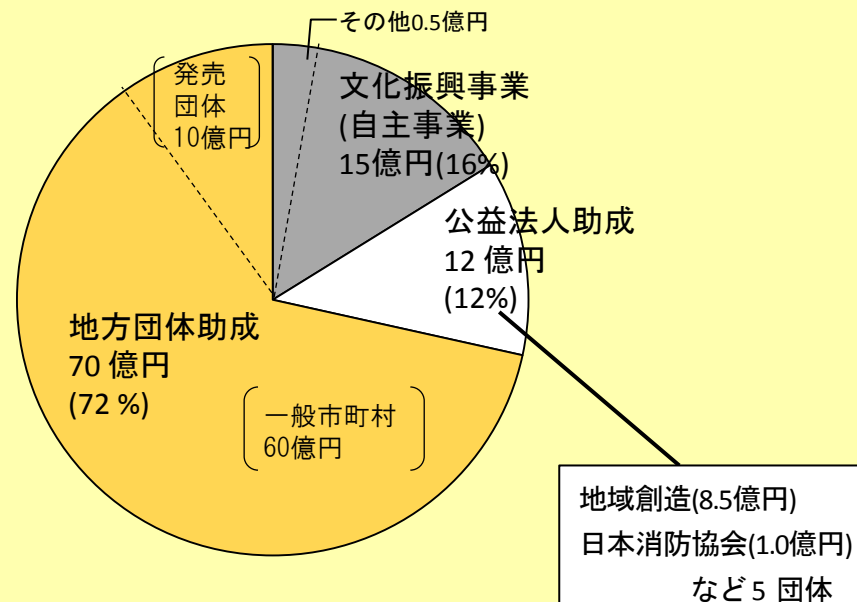
普及宣伝事業（日本宝くじ協会・自治総合センター）

発売団体である都道府県・政令市の承認のもと、宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深める（当せん金付証票法第13条の2）ために、地方団体・公益法人等に対する助成等を通じて、普及宣伝事業を実施。

・日本宝くじ協会 普及宣伝事業（②0183億円）



・自治総合センター 普及宣伝事業（②098億円）



○普及宣伝受託収入の推移
(単位:億円)

	昭54	昭60	平元	平5	平10	平15	平20
日宝協	31	65	119	146	160	193	183
自治総合センター	12	31	64	81	76	104	98
計	43	97	182	227	236	298	281

参照条文(普及宣伝事業)

○ 当せん金付証票法(抄)

(住民の理解を深めるための措置等)

第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証票の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証票に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

(当せん金付証票の売買)

第六条

- 5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行等」という。)は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証票の発売等の事務の一部を再委託することができる。
- 6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

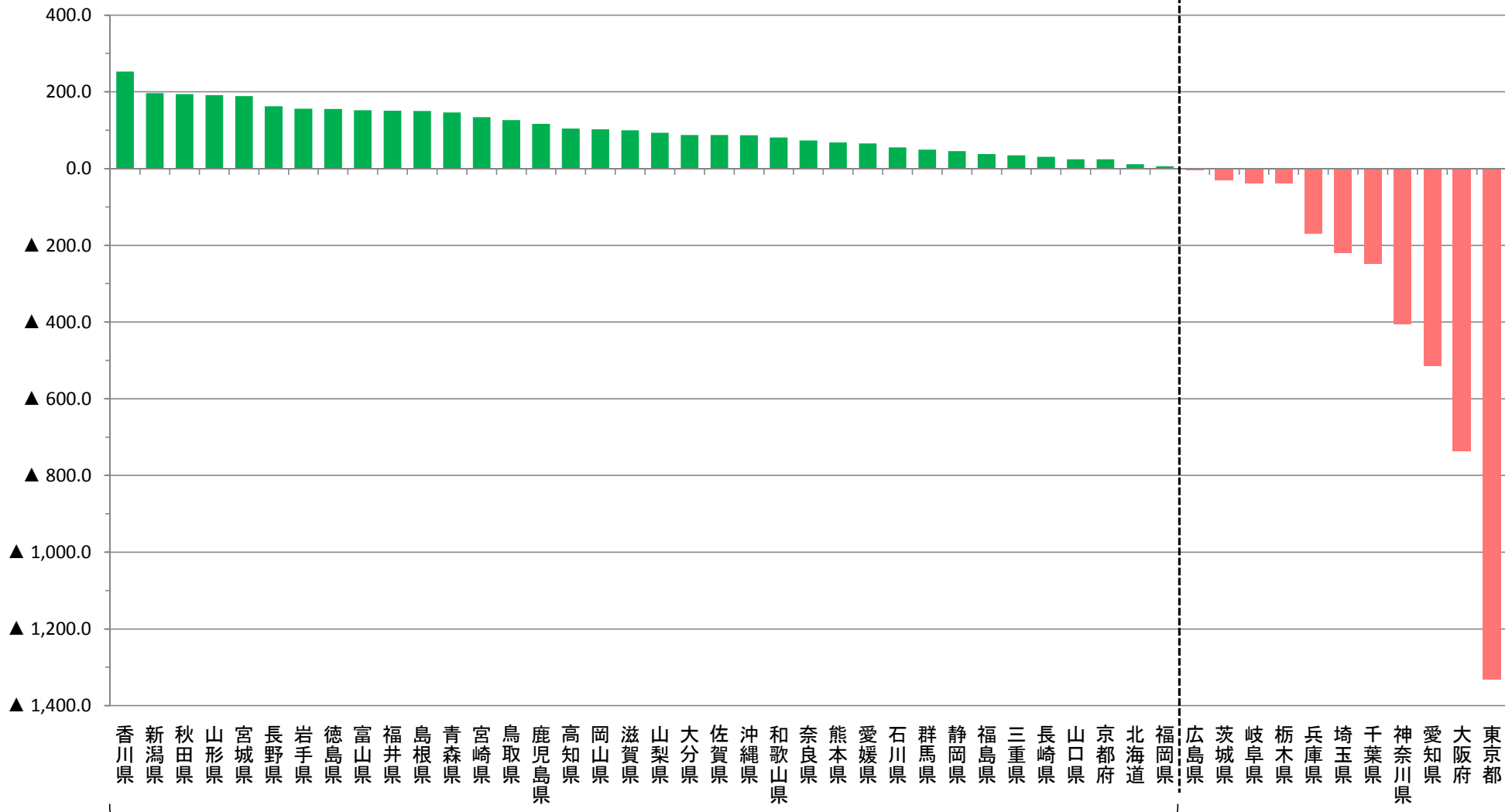
○当せん金付証票法第6条第7項の規定に基づく再委託承認基準(平成19年8月24日全国自治宝くじ事務協議会議決)(抄)

3 普及宣伝関係事務

- (1) 宝くじの健全な発展のための普及宣伝を行うことを目的とする公益法人であること。
- (2) 当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
- (3) その他、宝くじの普及宣伝を行うことが不相当と認められる場合でないこと。

普及宣伝費(日宝協・総合センター)による均てん化の状況(推計)(その1)

(単位:百万円)

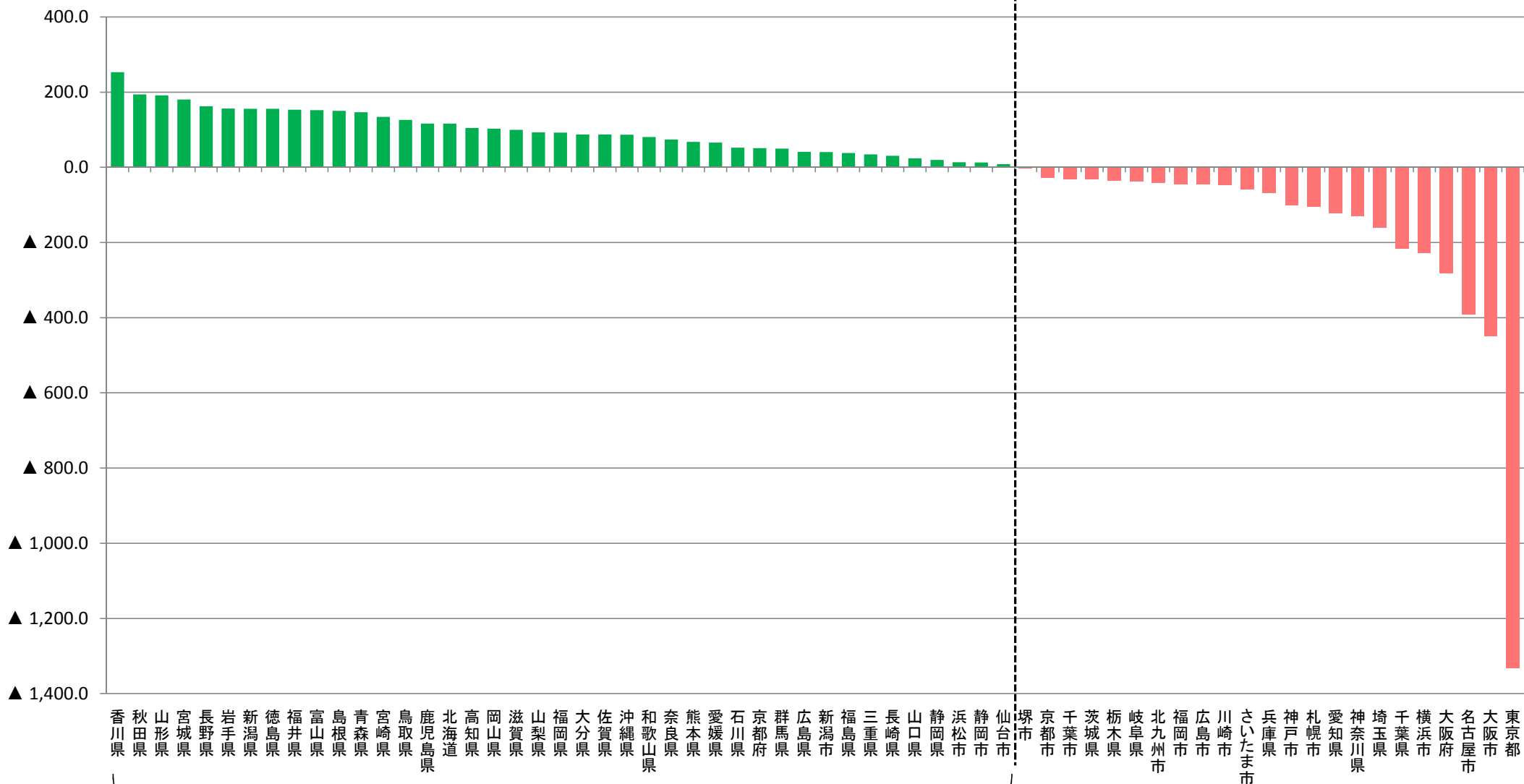


3 6 道府県が実質的な収益増

(注)1 20年度実績。
 2 地方団体向け普及宣伝費の各都道府県(市町村分を含む。)への助成金額(①)と、地方団体向け普及宣伝費を各都道府県の宝くじ収益金の割合で按分した場合の金額(②)とを比較したものの(①-②)。

普及宣伝費(日宝協・総合センター)による均てん化の状況(推計)(その2)

(単位:百万円)



6 4 団体中 4 1 団体が実質的な収益増

(注) 1 20年度実績。

2 地方団体向け普及宣伝費の各都道府県(一般市町村分を含む)・指定都市への助成金額(①)と、地方団体向け普及宣伝費を各都道府県・指定都市の宝くじ収益金の割合で按分した場合の金額(②)とを比較したものの(①-②)。

一般市町村（発売団体である都道府県・政令市以外の市町村）への宝くじの還元

経緯

- 昭和50年代、地方財政の悪化を踏まえ、全国市長会、全国町村会等から、地方財政資金の調達（当せん金付証券法第1条）のため、一般市町村にも宝くじの発売権を付与すべき等の要望。
- 一般市町村への宝くじ発売権の付与は、市場規模等の課題から困難であり、一般市町村に対しては以下の取組みを実施。

1 市町村振興宝くじの発売

(1) 対象となる宝くじ

S54 全国市町村振興宝くじ

現在 市町村振興サマージャンボ宝くじ(S55～)

新市町村振興オータムジャンボ宝くじ(H13～)

(注) 都道府県のみ発売

(2) 収益金の流れ

各都道府県は、上記宝くじの収益金の全額を、市町村の共同組織として設立された各都道府県の市町村振興協会に交付

<収益金の推移>

(単位: 億円)

	昭54	昭60	平元	平5	平10	平15	平20
サマー	72	198	379	541	458	527	414
オータム						120	156
計	72	198	379	541	458	646	570

2 普及宣伝事業による助成

○日本宝くじ協会・自治総合センターにおける普及宣伝事業

発売団体である都道府県・政令市で構成される協議会の承認の下、普及宣伝事業を日本宝くじ協会・自治総合センターが受託し、一般市町村に対して施設助成・コミュニティ助成等を実施。

<一般市町村助成実績(20年度)>

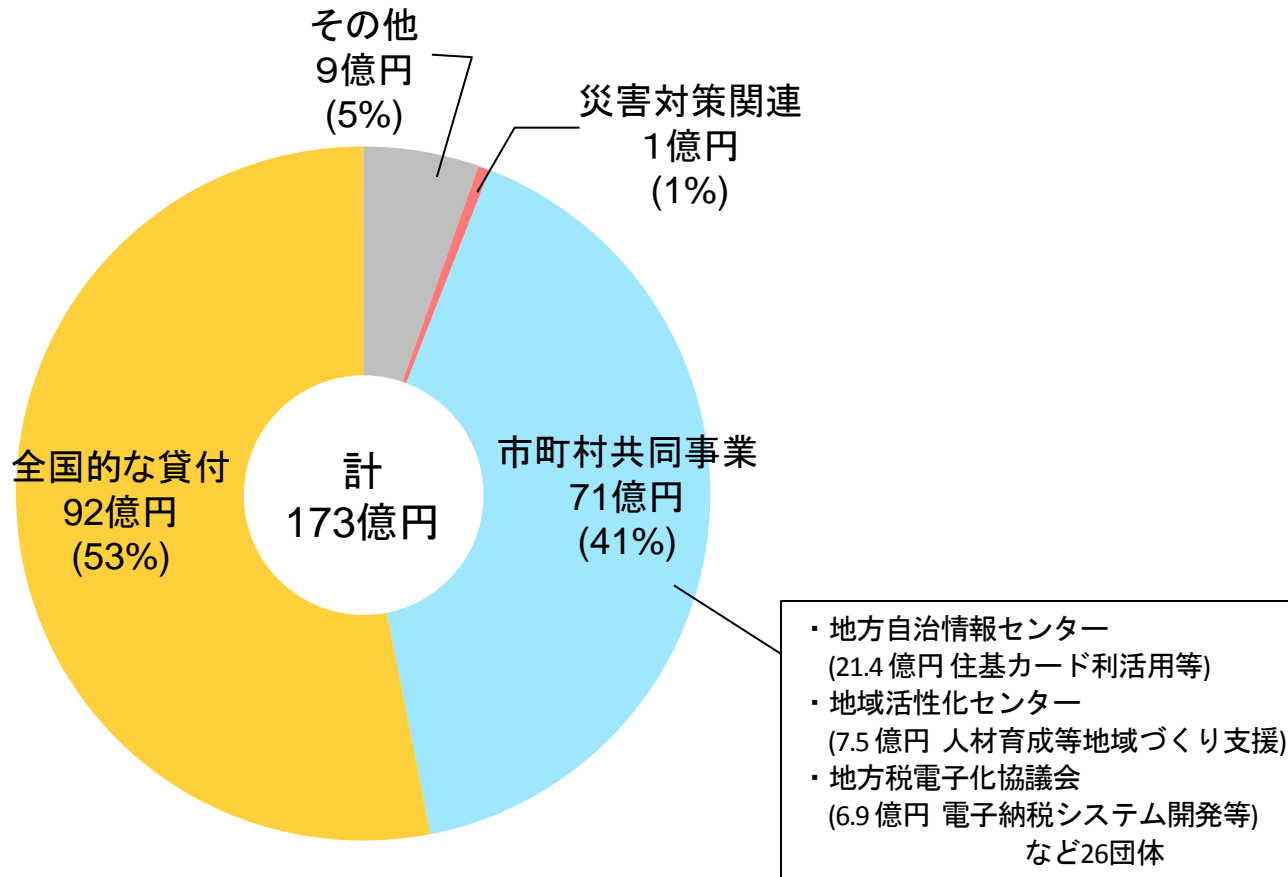
(単位: 億円)

		助成額
日本宝くじ協会	施設助成	27
	その他 (魅力ある商店街づくり・児童遊具等)	8
	計	35
自治総合センター	コミュニティ助成	58
	その他 (共生のまちづくり・消防団活性化等)	2
	計	60
合計		95

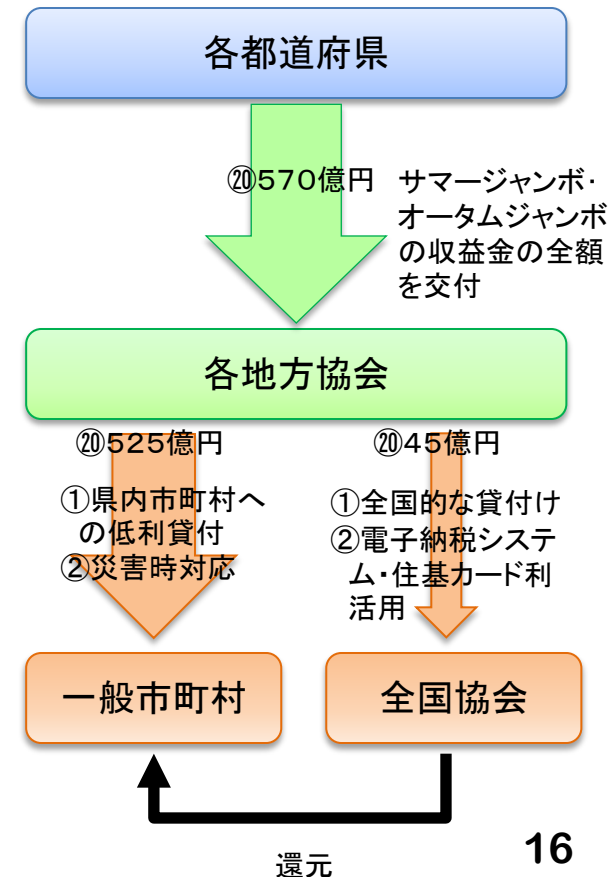
全国市町村振興協会と各都道府県市町村振興協会

- 各都道府県市町村振興協会（地方協会）は、全国的な視野に立った市町村共同事業等を効率的・効果的に実施するため、全国市長会・全国町村会等により設立され、地方協会を会員とする全国市町村振興協会（全国協会）に対し、サマージャンボに係る収益金の1割を納付。
- 全国協会においては、①地方協会への資金の貸付け、②電子納税システム・住基カード利活用など市町村共同事業、③大規模災害時における交付金事業などを実施。

○全国市町村振興協会の事業費支出(20年度)



(参考)宝くじの収益金の流れ



富くじ罪と賭博罪について

1 刑法

	富くじ罪	賭博罪
発売側	富くじを発売した者 ⇒2年以下の懲役又は150万円以下の罰金(187条①) 富くじ発売の取次ぎをした者 ⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(187条②)	賭博場を開張し、又は博徒を結合して利益を図った者 ⇒3月以上5年以下の懲役(186条②)
購入側	上記以外で富くじを授受した者 ⇒20万円以下の罰金又は科料(187条③)	賭博をした者⇒50万円以下の罰金又は科料(185条) 常習として賭博をした者⇒3年以下の懲役(186条①)

2 賭博罪と富くじ罪の区別

	富くじ罪	賭博罪
犯罪の構成要件	1 富くじの発売	1 偶然の輸贏(勝負)に関するものであること 2 財物(一時の娯楽に供する物でないこと)を賭し、得喪を争うものであること 3 博技又は賭事
区別	1 賭博は抽せん以外の偶発的方法によって財物の得喪を決するのに対し、富くじは抽せんによって損益を決すること 2 賭博では賭物の所有権は勝敗の決するまで勝者に移らないのに対し、富くじでは財物の提供と同時にその所有権が発売者に移ること 3 賭博では胴元と賭者がともに財物喪失の危険を負担するのに対し、富くじでは発売者の側はこの危険を負担しないこと	
法定刑の差異の根拠について	「賭博が正業を放棄してまで興奮・耽溺させやすい勝負事にかかるのに対し、富籤は、抽籤その他の単純な偶然性にかかるものであることに、両者の刑の差異の理由の重点を求めるべきであろう。」(福田平・大塚仁編『刑法各論講義』(青林書院、1968)(板倉宏執筆))	
公営競技等の違法性	特別法により、正当行為(刑法第35条)として違法性阻却	